第 10 回目の今回は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の改正」 を取り上げました。

この度、令和4年3月10日付けで「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件」(令和4年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。)が告示され、令和4年4月1日から施行となります。

本改正は、令和4年4月1日改正後の「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の規定を踏まえ、見直しがなされたもので、比較的大きな改正となっています。

詳細内容は、下記ウェブサイトでご確認ください。

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html

(文部科学省)

https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimeikagaku_igaku.html (経済産業省)

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220310006/20220310006.html

研究者の皆様には、改正後「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に くわえ改正後「個人情報の保護に関する法律」を適宜ご参照いただき、適切に対応いただけ ますようお願いいたします。

なお、本改正について令和4年3月9日に行われました「2021年(令和3年)度 北里 大学医学部・病院 臨床研究/研究倫理セミナー | で解説しています

「北里大学病院 教職員向け院内広報システム」で配信されていますので是非ご視聴ください。

(※院内広報システムを利用できない方向けに、倫理審査室よりDVDの貸し出しが予定されています。)

○「北里大学病院 教職員向け院内広報システム」

URL http://www.khp-staff-info.jp/

「講習会」⇒タイトル: 2021 年(令和3年)度 北里大学医学部・病院 臨床研究/研究 倫理セミナー

HRP 室ホームページには、北里大学医学部・病院で臨床研究を 行う際に必要となる手続き等を纏めて掲載していますので、ご利用下さい。 https://www.kitasato-u.ac.jp/khp/section/bumon/hrp/